

令和2年2月2日

競争力強化型機器等導入緊急対策事業  
機器等性能の証明に係る注意点とお願い

<機関型式の表記について>

- ・船外機、船内外機は枝番まで記載
- ・船内機の機関型式には、製造工場番号などは記載しない
- ・瀬戸内内調整機関の減速比のランクを記載（3S15Cのみ。GG～2G5）
- ・非純正のクラッチに関しては、見積書に必ず表記する。

<性能証明書、基準適合証明書>

- ・性能証明に伴う裏付けデータ、カタログの添付。
- ・エンジン以外の機器に関しては、基本はメーカーの証明が必要  
販社の提出書類では証明になり得にくい

<エンジンの連続出力について>

- ・「被代替機器・代替機器燃料消費率一覧表」に掲載されている連続出力（漁船法馬力数）と、メーカーのカタログや Web 情報の数値が微妙に相違  
連続出力等の「正」としているのは、<漁船法による推進機関の馬力数>

<被代替機の処分について>

- ・会計検査より、被代替機の廃棄証明を求められることがあるため、導入機器の設置工事後に廃棄に係る書類を用意

<お問合せ先>

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

TEL: 03 (6895) 0100

FAX: 03 (6895) 0107

e-mail : kiki@gyoankyo.or.jp